

令和6年10月21日（月曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 影 山 孝 男	2 番 三 瓶 一 壽	3 番 大 内 広 信
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 石 井 一 正	7 番 小 林 孝
8 番 松 村 妙 子	9 番 三 瓶 文 博	10 番 篠 崎 聡
11 番 橋 本 善一郎	12 番 佐久間 正 俊	13 番 影 山 常 光
14 番 遠 藤 亮 子	15 番 鈴 木 利 一	16 番 影 山 初 吉

2 欠席議員は次のとおりである。

4 番 佐 藤 弘

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	荒井 公秀	書記	橋本 和宜
		書記	佐藤 祐梨子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	今 泉 喜 徳	保 健 福 祉 課 長	影 山 清 夫
建 設 課 長	新 野 恭 朗		

教 育 長	添 田 直 彦
-------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和6年10月21日（月曜日） 午後2時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の上程

議案第50号 石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負契約について

議案第51号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第52号 令和6年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

議案第53号 三春町町民栄誉賞被表彰者につき議会の議決を求めることについて

第 5 報告事項について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

..... 開議宣言

○議長 ご苦労様です。

ただ今出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、これより、令和6年三春町議会10月第1回会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はタブレットに掲載したとおりでございます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により5番山崎ふじ子議員、6番石井一正議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。本会議の日程は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本会議の日程は、10月21日の1日限りと決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、執行側からの説明のための出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであります。

…………… 議案の上程 ……………

○議長 日程第4、議案第50号から議案第53号まで一括で上程します。

提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 こんにちは。昨日は三春町消防団の秋季検閲並びに防災訓練にご参加いただきまして、本当にありがとうございました。青空の下、緊張感の中で規律あふれる訓練を見ることができました。引き続きご支援をお願いしたいと思います。

さて、令和6年10月第1回会議に提案いたしました議案について、その概要について説明をさせていただきます。

配布いたしました議案書・議案説明書のとおり、工事請負契約の締結に係る議案が1件、国民健康保険条例の一部改正に係る議案が1件、補正予算に係る議案が1件、町民荣誉賞被表彰者に係る議案が1件。計4議案になっております。報告事項は専決処分が1件であります。

慎重に審議されまして、全議案可決いただきますようお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長 議案第50号「石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負契約について」。担当者の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 それでは議案書1ページをご覧くださいと思います。

議案第50号「石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負契約について」でございます。造成工事について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものになります。

内容につきまして、下記をご覧くださいと思います。まず、契約の目的でございます。石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事。契約の方法になりますが、条件付き一般競争入札。契約金額になりますが、3億2,780万円。契約の相手方になりますが、福浜大一・齊藤・信和建設工事共同企業体。3社の企業体になります。

代表者につきましては、福浜大一建設株式会社三春支社、取締役執行役員支社長鈴木直隆。構成員でございますが、株式会社齊藤組、代表取締役齊藤清治。同じく構成員。有限会社信和創建、代

表取締役三瓶信となっております。

続きまして、議案説明書をご覧くださいと思います。

議案説明書の1ページになります。

契約金額、契約の相手方につきましては先ほどご説明したとおりになります。

工事の概要になります。土木工事一式ということで、石畑水生生物観察園をキャンプ場等々に整備する工事内容ということで道路関係、あとは配水構造物ということで上水道、排水処理施設の工事。舗装工・道路付属施設ということで照明等の設備、あとは浮棧橋の設置工事等々になっております。工期につきましては今年度内の工期の設定をさせていただいているところであります。

続きまして、飛びますが一番最後の4ページに計画平面図を掲載させていただいております。

図面の方をご覧くださいと思いますが、着色をさせていただいております。右側の上の方に凡例を記載させていただいておりますので、そちらと照らし合わせながらご覧いただければと思います。

まず、道路関係につきましては既存の道路を整備するということで着色をさせていただいております。その中で、歩行者が歩く道路をカラー舗装によって整備するというものでございます。

茶色のユニットキャンプの設置区画と、紫色で表示させていただいているフリーキャンプサイトの区画が5区画。合わせて15区画を整備するという形になっております。

同じく図面の真ん中の下の方が濃い青色になっていますが、カヤック艇庫を整備する場所を整備するということで記載をさせていただいております。

駐車場の部分は黄色く着色させていただいてございまして、さくら湖に向かっていくところでございますが、カヤックを楽しんでいただくためにまずスロープを設けるということと、湖面の方に浮棧橋を設置させていただくという形で記載をさせていただいております。

カヤック艇庫の下にあります浄化槽の位置と、四角や三角の表記をさせていただいておりますが照明関係の整備もさせていただくということで、工事を予定しているということになります。

工事の概要については以上になります。

○議長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番。

○9番（三瓶文博議員）　湖水に向かう浮棧橋までは勾配になっているんですか。この地図で。

○議長　担当者の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長　図面の方をご覧くださいと思います。

艇庫の位置が濃い青色で表記をさせていただいてございまして、そこから既存の石畑水生生物観察園の道を通って、階段のような表記になっているかと思いますが、ここはさくら湖にアクセスするための階段で、スロープを設けさせていただくと。ここににつきましては、傾斜というか湖面に向かって下がっていくような形になっております。

観察園の中の艇庫から既存の道の部分につきましては、概ね平たんな形にはなっているということでございます。

○9番（三瓶文博議員）　艇庫を造りますよね。そこにカヌーを置くんですよね。そこからここまではカヌーを担いで下がるのかな。要するに。

○企画政策課長　そのとおりでございます。艇庫から人が運んで持っていくというような形を想定させていただいております。

○9番（三瓶文博議員）　分かりました。あと、3月31日ですね。これが終わって例えばユニットキャンプ場、また区画キャンプ場の工事に入るわけけれども、3月31日って5ヶ月くらいな

んですけど、ちょっと忙しいんじゃないですか。

○議長 担当者の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 まず、今回発注をさせていただいています造成工事の工期を3月31日と設定させていただいておりますが、現実的に非常に厳しい工期となっております。できる限り早期に工事を仕上げるということで、今後業者の方といろいろ打合せをしながら進めていければというのがまず一つでございます。

併せて、今回建物の発注がこれに含まれておりません。こちらの方も造成工事と併せて建設工事に着手できるようにということで、許認可関係の手続き等々を事務処理しておりますので、この後建物の工事・発注も計画をしているということでございます。

以上です。

○議長 他にございますか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） 契約の方法なんですけど、「条件付き」と書いてありますが、条件っていうのはどんな条件がついているのかということと、今ほど建物が後から発注されるっていうことなんですけど、この3億2,000万円の予算の中に建物までも工事額が入っているんでしょうか。

○議長 担当者の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 まず、条件付き一般競争入札の条件でございますが、町内に本店・支店を有する事業者。加えて、特定建設業の許可を持っている、土木工事の許可を持っている事業者という括りで条件を設定させていただいております。

2点目の今回の工事につきまして、3億2,780万円で発注させていただいておりますが、この中に建物の分は含まれておりません。

以上でございます。

○議長 他にございますか。

2番。

○2番（三瓶一壽議員） これから増えてくる予算というのは、どの程度想定されているんですか。

○議長 担当者の説明を求めます。

渡辺企画政策課長。

○企画政策課長 建物につきましての予算でございますが、昨年12月に補正予算を編成させていただく際に、建物の想定を2億円ほど見込んでおります。

ただ、その当時はユニットキャンプ15区画ということで想定をさせていただいておりましたが、それが10区画に変更になるということで金額的には低くなるということで想定をしておりますが、金額については今現在少し精査をさせていただいているということでございます。

○議長 他にございますか。

ないようですので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。担当者の説明を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 それでは議案第51号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」につきまして、新旧対照表の方で説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、現行の健康保険の被保険者証が令和6年12月2日以降に新たに発行されなくなることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正する条文でございますが、第19条。罰則に関する規定でございますが、国民健康保険法第9条第7項の規定につきまして、法律改正によりまして第5項の方に改められる分での改正、あと2行目になりますが、同条第3項の規定。こちらは滞納者が納期限から国民健康保険税を滞納された場合について、被保険者証の返還を求めることができる規定を削除するものでございます。

改正する条例の施行でございますが、令和6年12月2日からの施行。経過措置としまして、令和6年12月2日にすでに交付を受けている保険証については、従前のとりの取扱いをするという経過措置でございます。

説明は以上です。

○議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号「令和6年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」、担当者の説明を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 議案第52号「令和6年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」、ご説明申し上げます。補正予算書第5号をお開きください。

まず1ページになります。

歳入歳出予算の補正ということで第1条になりますが、規程の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,069万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億7,959万6,000円としようとするものでございます。

7ページまでお進みください。

2 歳入。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、2節予防費国庫負担金。新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金で4,452万4,000円の増になります。

こちらはコロナワクチンの健康被害による救済措置に対する国の負担金で10分の10になり

ます。予防接種を受けたことにより、疾病に罹った・亡くなったと国が認定した2名の分の負担金になります。

1 6款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、1 節土地売払収入。4 7 0 万円の増。

こちらは公募しておりました結果によるもので、鶴蒔田5の1 7 番地が申込者1 名ございまして、5 7 0 万円でお申し込みされたということで、当初予算1 0 0 万円持っていましたので、差額の4 7 0 万円を計上するものでございます。

2 目物品売払収入、1 節物品売払収入。不要物品等売払収入で8 5 万3, 0 0 0 円の増。

こちらは車両3 台のインターネットオークションの結果によるものです。旧議長車のクラウンが2 2 万1, 0 0 0 円で落札されました。旧消防車両の平成7 年式のアトラスが3 3 万3, 7 7 7 円で落札しております。同じく、消防車両で平成5 年のアトラスについても3 0 万円で落札したもので合計8 5 万4, 0 0 0 円になりますが、当初予算1, 0 0 0 円を計上しておりましたので、差額の8 5 万3, 0 0 0 円を今回補正増するものでございます。

1 8 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金。6 1 万7, 0 0 0 円の増。こちらは歳入歳出差額分ということで、基金の取り崩しを増するものでございます。

続きまして8 ページになります。

3 歳出。2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、1 3 節使用料及び賃借料。庁用自動車管理費で、官公庁オークションシステム利用料で7 万6, 0 0 0 円の増。

こちらは先ほどのインターネットオークションに係る自動車落札額の8 %×消費税がシステムの利用料となりますので、3 台分で7 万6, 0 0 0 円の利用料になります。こちらは売払収入を充当して支払することとしております。

2 4 節積立金は一般財産管理費になりますが、公有施設整備基金積立金、公有財産売払収入分として歳入にあげております、4 7 0 万円の増になります。

こちらは基金の施行規則によりまして、土地の売却分は積み立てるということとしておりますので、規則に則って積立金を計上しているものでございます。

2 項徴税费、2 目賦課徴収費、2 2 節償還金、利子及び割引料で、税等還付金で1 3 9 万3, 0 0 0 円の増。

こちらは法人町民税の還付金が増加したもので、申告により判明したため今回補正増するものでございます。今後の見込みも合わせて、不足分を補正したものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、1 8 節負担金、補助及び交付金。予防接種事業で、新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金で4, 4 5 2 万5, 0 0 0 円になります。

これはワクチンの接種により健康被害に遭ったものと認定された、死亡された方1 名、通院された方1 名ということで2 名分の給付費になります。死亡された方については死亡一時金と葬祭料合わせて4, 4 4 1 万2, 0 0 0 円、通院された方については医療費と医療手当合わせて1 1 万2, 4 1 0 円の給付費を支払うものでございます。

説明については以上になります。

○議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第５２号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第５３号「三春町町民栄誉賞被表彰者につき議会の議決を求めることについて」。提出者の説明を求めます。

坂本町長。

○町長　議案説明書２ページをご覧くださいと思います。

議案第５３号「三春町町民栄誉賞被表彰者につき議会の議決を求めることについて」であります。

これは令和６年１０月１６日に三春町町民栄誉賞表彰条例第３条の規程に基づき、三春町町民栄誉賞選考委員会を開催し、町民栄誉賞表彰候補者について諮問の結果、次の方を被表彰者とするのが適当である旨の答申をいただきました。

つきましては、三春町町民栄誉賞として表彰したいので、同条例第２条の規程に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

住所は割愛させていただきます。氏名、橋本勝也選手。生年月日、平成１４年５月９日生まれ。功績については次のとおりでございます。

三春中学校２年生から車いすラグビー競技を始め、平成３０年のときに史上最年少の１６歳で日本代表に選出され、世界選手権で優勝を果たしました。

また、令和３年開催の東京パラリンピック２０２０大会に初出場し、銅メダルを獲得しております。この間、国内外での車いすラグビー競技大会において活躍されている功績は大である。そして、今年開催されましたパリ２０２４パラリンピック車いすラグビー競技に日本代表として出場し、同競技種目で日本初となる金メダル獲得に大きく貢献されました。このことは町民の誇りであり、三春町の名を轟かせ、町民に明るい希望と活力を与えた功績は顕著である。

以上であります。

○議長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は人事案件ですので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

これより議案第５３号を採決します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

…………… ● 報告事項 ……………

○議長　日程第５、報告事項について。

報告第８号「専決処分の報告について」、町長より報告がありました。このことについては掲載のとおりでありますので、了承願います。

…………… ● 町長挨拶 ……………

○議長　以上で、本会議の日程は全て終了しました。ここで、町長より発言があればこれを許します。

坂本町長。

○町長 ただいま全議案可決いただきまして、ありがとうございました。

今ほど説明を申し上げました町民栄誉賞につきましては、来る１１月３日、各種功労者表彰式の席上で表彰いたします。議員の皆さんのご参集、そして称賛の方、どうぞよろしくお
願い申し上げます。

以上であります。

……………・ ・ 散会宣言 ・ ・ ……………

○議長 これで、令和６年三春町議会１０月第１回会議を散会します。ご苦労様でした。

（閉会 午後 ２時２９分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和６年１０月２１日

福島県田村郡三春町議会

議 長 影 山 初 吉

署 名 議 員 山 崎 ふじ子

署 名 議 員 石 井 一 正

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 5 0 号	石畑水生生物観察園キャンプ場造成工事請負契約について	全 員	原案可決
議案第 5 1 号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 5 2 号	令和 6 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について	全 員	原案可決
議案第 5 3 号	三春町町民栄誉賞被表彰者につき議会の議決を求めることについて	全 員	原案可決